

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第7号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び達成した実績を把握した上で行われる勤務成績の評価」を「法第6条第1項に規定する人事評価」に改める。

別表35の項中「第2条第5項から第7項まで」を「第2条第2項から第4項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。